

水田たより 11月号

令和4年11月1日

JA みえきた

桑名地域農業改良普及センター

麦類の播種作業

■適期播種で生育量の確保を！

麦類の収量・品質向上を目指すには、**適期播種が重要**です。

ファイバースノウ ⇒ 11月上旬

あやひかり ⇒ 11月上中旬

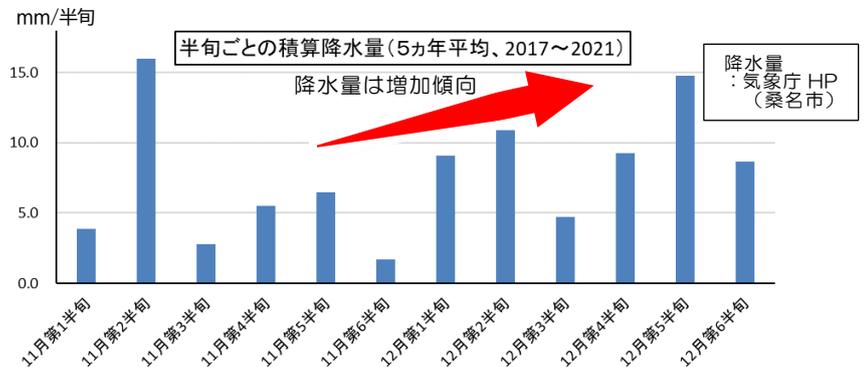
さとのそら ⇒ 11月中旬

※遅播きは、収量低下、硝子質化、収穫期の雨害の危険があります。

作付面積が増加している方は、播種のピークが適期におさまるように作業を調整しましょう。

桑名市では、年末にかけて 10 mm/半旬程度の降水（5カ年平均）があります。また、本年12月は平均気温が平年と比べて低くなると予想されます（気象庁、3か月予報より）。

年内に麦類の生育量を確保するためにも、適期の中であるべく早い時期に播種を行いましょう。



■増収のために、基本技術の留めなおしを！

本年度の管内の小麦は、昨年に続き「あやひかり」「さとのそら」とともに A ランク（区分は高いものから順に A>B>C>D）でした。「さとのそら」はすべての基準値をクリアしましたが、「あやひかり」はタンパク含量がわずかに基準値より低い結果でした。

初期生育の確保や、過繁茂を避けることで品質向上が見込めます。下記の基本技術を留めなおし引き続き麦類の高品質維持を目指しましょう！

- 圃場の排水対策（排水溝、額縁明渠、小明渠の設置）
- 石灰資材投入による酸度矯正などの土づくり
- 雑草対策

麦類ほ場の基盤をつくり
収量・品質を向上！

- 適正な播種量（11月上中旬播きで 8 kg/10a）
（ドリル播き、条間 25cm の場合）

過剰な分けつを抑えることで
有効茎歩合が増加！

播種が遅れた場合は分けつを確保するため播種量を増やします。

・・・11月中旬から、播種が 10日遅れるごとに 1kg/10a 増

例) 11月下旬 → 9 kg/10a、12月上旬 → 10 kg/10a

大豆の収穫前作業

■収穫前の除草

大豆収穫時にほ場に残る雑草は、汚損粒や異物混入の原因となるので、必ず収穫前に雑草の抜き取りを行います。

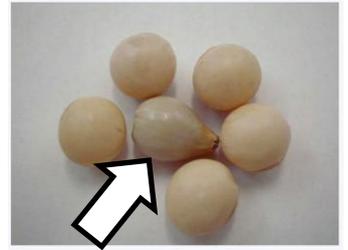
除草については今作だけではなく、翌年の雑草抑制にもつながるので、必ず行うようにしましょう。

【汚損粒や異物混入に影響を及ぼす雑草類】

- ・汚損粒の原因：アサガオ類、ケイトウ類、ホオズキ類
- ・異物混入の原因：ジュズダマ（右図参照）

- ①手取り除草の場合 雑草と青立ち株を収穫前に抜き取りましょう
②除草剤散布の場合 登録がある非選択性除草剤を散布しましょう※

※雑草が枯れるまで3週間程度は必要であるため、時期になったら速やかに散布しましょう。
農薬の使用にあたっては、ラベルに記載された内容を十分に確認してください。



ジュズダマはハトムギの仲間で、白い種子は色彩選別機で除去できず、食品に混入してしまい問題となっています。

令和4年産水稻の作柄

■生育基準田の収量調査結果とその要因について

「あきたこまち」と「キヌヒカリ」の精玄米重は平年より多くなりました。両品種とも穂数が多く、中干しまでの十分な気温と日照時間が分けつ数の確保につながったと考えます。

「なついろ」はコシヒカリと同程度の収量が得られました。千粒重が大きいという品種の特徴が出ていました。

「コシヒカリ」の精玄米重は平年並みでした。稈長が長くほ場の一部で倒伏があり、6月下旬の高温が稲の伸長に影響したと考えられます。

令和4年産水稻収量調査結果

桑名普及センター調べ

品種	場所	移植日	成熟期	稈長 (cm)	穂長 (cm)	穂数 (/m ²)	くず米 比率(%)	精玄米重 (kg/10a)	千粒重 (g)	
あきたこまち	長島	R4	4月13日	8月4日	68	18.9	392	3.2	502	21.6
		平年比	3日遅い	5日早い	少	並	多	少	多	並
なついろ	員弁	R4	4月20日	8月16日	85	20.5	404	2.3	529	23.6
コシヒカリ	桑名	R4	4月27日	8月25日	92	18.2	432	3.4	558	21.7
		平年比	4日遅い	3日遅い	多	並	多	多	並	並
キヌヒカリ	大安	R4	5月17日	9月5日	75	17.5	302	1.6	463	23.1
		平年比	1日早い	2日遅い	並	やや少	多	少	多	並

※精玄米重:水分率14.5%に換算した値。

平年比:あきたこまち、キヌヒカリは過去5年間、コシヒカリは過去2年間の平均値との比較。

90%以下は少、90%より多く95%以下はやや少、95%より多く105%より少ないは並、110%以上は多と表記。

なお、農林水産省が10月14日に発表した三重県の作況指数は102（9月25日現在）でした。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応準備が必須です！

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式が変わり、一般課税の課税事業者の仕入税額控除にインボイス（適格請求書）等の保存が必要となります。課税事業者は適格請求書発行事業者に登録するとインボイスを交付することができます。令和5年10月1日からインボイスを交付するには原則令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

免税事業者や集落営農法人は取引状況に合わせた対策を検討する必要があります。